

特定信書便事業者の概要及び信越管内の参入状況

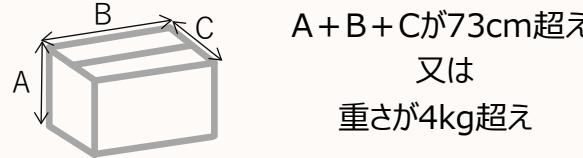
【参考】

○特定信書便事業者とは

日本郵便株式会社以外の者が信書の送達を業とすること禁じている郵便法の例外として、次の3つのいずれかに該当する信書便物（信書と同封される信書以外の者を含む。）の送達サービスのみを提供することについて、総務大臣の許可を受けた者を「特定信書便事業者」といいます。

①大きい／重いサービス(1号役務)

長さ、幅、及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するサービス



例：本庁・支庁間の巡回便・定期便

②急送サービス(2号役務)

差し出された時から3時間以内に信書便物を送達するサービス



例：バイク便等の急送便

③付加価値の高いサービス(3号役務)

料金の額が800円を下回らない範囲内において総務省令で定める額（国内は800円）を超えるサービス



800円を超える料金

例：配達記録、電報類似サービス

○信越管内の事業者

信越管内（新潟県及び長野県）の特定信書便事業者は17者、全国では638者となっています。

(令和7年11月27日現在)

新潟県 (6者)	長野県 (11者)
新潟運輸(株) (株)ミトク (株)第一製品流通 新潟綜合警備保障(株) 赤帽新潟県軽自動車運送協同組合 新潟鉄道荷物(株)	上伊那貨物自動車(株) (株)宮坂組（休止中） 赤帽長野県軽自動車運送協同組合 甲信越福山通運(株) 信越定期自動車(株) (有)限会社円葉物流